

平成22年第4回議員定数等検討会議会議録

日時 平成22年5月31日（月）

午後2時

場所 全 員 協 議 会 室

出席 （議員）1番 今村一正、2番 安藤春一、3番 筒井俊秋、4番 坪井武成
5番 水野 晃、6番 野崎隆子、7番 尾野康雄、8番 青山克己
9番 戸田久晶（座長）、10番 栗田昌子、11番 熊沢直紀
12番 柴田勝明、13番 谷崎正明、14番 野崎八十治

（事務局）大森 浩、安藤真澄

（傍 聴）6名

1 座長あいさつ

2 議題

（1）議員報酬について

（2）第5回議員定数等検討会議について

3 その他

午後2時00分開会

座長 皆さん改めましてこんにちは。若葉が目につく季節になり、明日からはクールビズにより蒸し暑さを防ぐことになりますのでご理解の程よろしくお願ひします。それでは定刻になりましたので第4回議員定数等検討会議を開きます。始めに今回も6名の傍聴者を認めておりますのでご報告をします。本日の会議内容については別紙で配布しています会議次第の通りであります。それでは議題に入ります。(1)の議員報酬についてです。議員報酬については各議員の意見を大枠にくくると、現状維持が6名、減額が7名、減額の中で2名が期末手当の特別加算部分の減額となっていますことをご報告致します。ここで座長提案ですが、議員報酬のあり方、考え方について先の第2回議員定数等検討会議で各議員の意見報告の内容が細部においてそれぞれ異なっていましたので、全体でその意見内容の再確認とその意見内容を整理するため、今回は各議員から更に詳細な意見報告を求めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

合わせて各議員におかれては第2回議員定数等検討会議の意見・報告から意見内容に変更があれば、その点も含めて発言をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

それでは今回も議席番号順で発言をお願いします。最初に1番、今村一正君をお願いします。

今村一正議員 1番今村です。今、座長から第2回議員定数等検討会議時の概要を言われまして、減額が7名、現状維持が6名ということで、7対6という形になるんですが、その中で私も第2回の際は定数とセットという考え方から10%の減額と言いましたが、私は考え方を修正させていただきまして、現状維持もしくはアップという方向で変更をさせていただきたい。理由というか認識を2点ほど申し上げますが、先だってよりいろいろ出ておりますが、議員、我々が本来の仕事に徹していけば軽々しく報酬削減と言うべきじゃないとこのように思ってるわけですね。ご存知のように政権も変わりまして、またどうなるかわかりませんが、国と地方の自治のあり方というのは大きく変わってきております。そうなりますと、話にもよく出ていましたように議会や議員というのは、行政の中の片方の機関としての役割というのがより重

要になってくる。そうしますと、私は戦前の名誉職の名残のような形じゃなくて、町村議会の議員も市会や県会と同じようにある程度専門職化していかなきゃいけない。そうでないと片手間でやっていると追いつかないだろう。やっていけないというのが今回の基本的な考え方の一つです。今我々議員の活動というのは、目に見える範囲内では議会活動ですとか、視察研修ですとか、町内の行事への公式の公務としての出席、これはよく住民の方にも見えているわけですが、それ以外に沢山あるんですけども、それ以外に関しては時間的な制約というのはまずないわけです。そうすると、勤務時間というのはもちろん決まっておりますし、議員としての仕事ばかりやらなきゃいけないという義務規定もない。先ほどから言っているが、住民の代表としての議員であることを考えれば、専門的に議員活動をやろうとすればする程時間はないわけなんです。限りなく時間はなくなってくる。それほど忙しいと思うんです。逆にやらなければやらないで済むのも町村議会の議員じゃないかなとこのように捉えておりますが、それでは余りにも住民の代表としては無責任だと認識しています。そういった意味で住民の意見や要望を聞いて、それを行政に届けたり、また二元代表制の片方の機関としての仕事を、真剣に本気になって取り組めば取り組むほど、活動の時間はいくらあっても足りない。従って先だって熊沢議員もおっしゃってましたが、他に仕事を持ってやるようなそれほど容易な仕事じゃない。このように難しくなってくると私は思ってます。前回も申し上げました。私は考え方として1年365日24時間議員であると、これは本来私の姿だと思ってます。そういう気持ちでやっていくことが議員であるとするならば、そういった議員活動をやっていくためには正直申し上げて今の報酬でいいのか、ということを考えるとむしろ私はもっともらいたい。もっと自由に議員活動をするために、もっと広範に議員活動をするために、議員活動費としてもっともらってもいいというぐらいの気持ちでおります。皆さんは自分自身の議員活動に対しての現在の報酬が適当であるかどうかは、ご自分自身で判断していただければいいわけですが、私はそういった意味で今回は定数については削減はしましたが、報酬については削減はやるべきではないし、活動に見合った報酬を頂きたいとはっきり申し上げていこうと思ってます。そういった姿を見せれば住民の人も定数や報酬に対しての理解が得られるに違いないと思っております。それでも言われるのであれば、今度はそういう人に議員に出てきてもらってやってもらえばいい。自分の議員活動に対して自信を持って言いたい。そう私は思います。

2点目はこの前も青山議員からも出てました。一つの考え方として幅広い層の人が議員になることが私は望ましいと、そういった人は議員として十分

に活動するためには一定の報酬は必要であろうとこのように思っております。ご存知のように世の中というのは性別も違いますし、年齢も違いますし、職業などもいろんな人がお見えになります。またいろんな分野で専門的に研究され活躍されている人もいっぱいおります。そうであるならば、私たちは住民意思の決定機関である議会というものは、この議会を構成する議員も幅広い層の人が議員になっていただく必要がある。若い人という話も出ましたが、やはり世代交代を訴えて、青年層の議員も出てくるかもしれないし、逆にそうあってもらいたいというのが一つの気持ちです。その町の将来を考えた場合、やはり青年ですとか、女性ですとかそういう人がこれからどんどん出てきて活躍してもらわねばいけません。そういう認識であります。従前のなごりのようなボランティア的な考え方では、私は十分に活動することは出来ないし、普通の生活給ではなくて議員としての議員生活給としてのそういった報酬体系を見ていただきたい。だからいたずらに議員報酬の削減には走りたくないと思っております。名古屋市長が言われてるようなボランティア的な、欧米の考え方を取り入れていきますと、そういう時間と金が余ってるといようなおかしい言い方ですが、時間と金がある人しかできなくなってしまう。先程申し上げたいいろんな広い層の人、いわゆる議員の多様化という、それに全く反すると思うし、報酬規定を定めた自治法が名誉職から報酬規定を定められた 203 条の自治法が意味を呈しなくなってくる。それで最終的にいくらならいいかという、これは定数同様に非常に難しいことだと思います。どうしても近隣と横並びになっている状態が現状じゃないかと思うんです。先だっても議員が定数の時に発表されていました。町村議会の活性化研究会という平成 18 年に発表された提言の中でこういうふうに言ってます。町村議員の報酬の適正な額の議論に於いてはせめて生活できる額に引き上げる必要がある。これは私が言ってるのではなく町村議会の研究会が言っております。旧自治省が町村議会の議員報酬は首長の 30% 程度だと指摘したら、これでは現在は不十分である。各町村が自主的に決めるべきである。従いまして最終的にこの報酬に関しては今の 284,000 円をスタートとして、住民の意思を聞くことが大事だと思う。そうであるならば住民の代表である報酬審議会に諮問をして、同時に報酬審議会が出した答申に対してはあれこれと言わずに受け入れていくという考え方で、今回は前回の減額から現状維持もしくはアップの方向に意見を変更させていただきますので、少し長くなりましたがよく言っておかないと何故だと、あとで言われると困りますので。そういう考え方で方針については現状維持もしくはアップの方針で報酬審議会に諮問をしていったらどうかとこのような意見を述べさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

座長 ありがとうございます。次 2 番、安藤春一君。

安藤春一議員 2 番安藤です。私は前回の意見の中で、減額の方でと、それから最後に結論的には民意が最優先になるということを述べました。それで私も今村議員と基本的に似たようなところがありますが、ころっと変える意味ではなく、ちょっと修正したいと思います。私なりの感想を言いますと、私たち今の議員といいますと、僕が言うまでもなく、後輩、後へ続いてもらえ方への環境づくり、これが私たち議員の責任ではないかというふうに思います。どういうことかと言いますと、私の周辺の声が優秀な人材、優秀という語弊がありますが、あるいは若い人材を登場する環境をなくしてはいかんぞと。それは下げないほうがいいと私は解釈したのですが、それから私の周辺も報酬に限らず、議会全般として町内で 40 代ぐらいの若い、特に女性に、8 割ぐらい女性の方に話を聞いたので、私があるのは当然先輩たちがあって今の自分たちがある。そして自分より質的にも能力的にも優秀な方にバトンを渡すと。これが現役である自分の役割ではないかと強く感じたわけです。それには若く、優秀な方にきていただくためには、お互いが切磋琢磨して魅力のある仕事、魅力のある議会活動、そういうものを作り上げなければならないと思っています。魅力ある議会活動の中に報酬というのもすべてではないが、重要な要素のひとつではないかと考えております。従いまして民意を反映しながら、今述べたことも踏まえてもう一度皆さんと考えて議論をしていきたいというふうに考えております。要するに次代への環境作り、こういうことを考えれば、どのぐらい払ったほうがいいかはこれから議論しなきゃいけないが、現状維持か少し下げるかということですが、次代への環境づくり、優秀な人に後をやってもらおうということで、減額という前回の意見は修正したいと思います。

それからもう一つ、表現は難しいですが、自分たちを守るとか言い訳するわけではないですが、風潮に流されない。今の民主党の鳩山内閣がすべての原因とは言いませんが、現在は我々公を取り巻く環境、国から県・市町村まで首長に対しても、議会に対しても、公務員に対しても何やってんだと。一生懸命やってもすべての標的が公にきてるような流れもあるように感じております。こういう風潮に負けないように、いま今村議員もおっしゃったように自分のスタンスをしっかりと持って、常に町民の動向や声を見極めながら一生懸命努力して、こういう風潮に流されないように自分としても、議会としてもしっかりと行動していくということに気をつけたいと思いますが、いずれにしてもかばうわけではないけど、今は何やってもなつとらんという全体の空気があるように、それに流されないようにしたい。でないと議員にもなりたくない、公務員にもなりたくないというようなことになりかねないので、

そうならないように頑張っしてほしいと思います。以上２点で私も減額という言葉は修正します。

座長 ありがとうございます。次、筒井俊秋君。

筒井俊秋議員 声が出なくて聞きづらいかもしれませんが、聞こえますか。ちょっとしゃべると声が出なくなりますが、せっかく機会をいただきましたので、声の出る範囲でしゃべらせていただきます。わたしは減額もいいと思っています。そもそも議員になったのはボランティアという気持ちで議員に立候補した経緯でございます。報酬というのは私だけじゃなく、全体のみなさんの金額になりますので、報酬審議会で諮問していただければいいと思います。声が出ませんので以上。

座長 では次、坪井武成君。

坪井武成議員 坪井です。私は最初に申し上げましたように基本的に考え方は変わっておりません。これからは先程から出ていますように若い人、若い世代、広い層から議員になってもらって、そこから秀でた少数精鋭となっていくならばいいなと思っております。またこれが直前に合併でもあるならば、即決断が必要になることもあるわけですけど、そうではまだないという現状からして、基本的には報酬審議会にお願いをし、そこでその結論を尊重すべきだと思っております。額につきましては現状が高いとか低いとかの判断は致しません。現状で良いと思っております。それは何故か。何度も出てきております。報酬審議会といいますのは皆さん十分ご承知のように、学識経験の方から住民代表の方からあらゆる層から出ていろいろ審議され、それは町長から諮問し、それを答申されてるわけです。答申されてるとはどういうことかということからしましても、私は報酬審議会の皆さん方のご判断によって結果が出されてるということを尊重したいというふうに思っております。自分たちでちょっと下げたり上げたりという話は出来ることじゃないと思います。仮にやったところで何でもお手盛りだということになりますね。従って第３者機関で決めていただくということではないでしょうか。私はそう思います。

それから議員活動の問題も出ておりますが、私も前から言ってますように、議員活動というのは日常の中で本会議とか委員会とか他の組合議会に行くことじゃありません。いろいろあってそれは当たり前のことで、日常の中で町民全体、私で言うなら下青山、中稲、九十野、要するに青山のほうが地元ではありません。豊山町全体の議員です。皆さんそうだと思います。そういうことからしましても、議員活動というのは限られた範囲内での活動ではないと私は思っておりますし、そのように自覚をしております。従って今の額につきましては何もどうこう言うものではありません。余談になるかもしれま

せんが、他の自治体のほうでは、議会に出たり、委員会に出たり、そうなりますと費用弁償が出たり、あるいは会派を作れば政務調査費ですか。出しておるということもあるわけですが、豊山町一切そういうことありませんね。報酬だけです。よって私は今報酬の範囲内で自信の持てる議員活動を十分しなきゃいかんと思います。私の意見はそういうことで今現在の考えであるということで発表させていただきます。以上です。

座長 ありがとうございます。次5番、水野晃君。

水野晃議員 5番水野晃です。私は前回議員報酬については報酬審議会の答申に沿うということで現状のままというふうに述べておりますけど、今回も私は議員定数は2削減で報酬は現状維持ということでございます。6月議会において議員定案が2名削減ということで提案されることになっております。2名削減であれば、前回の意見と一緒に議員報酬はそのままといいますか、報酬審議会の答申に沿い現状でいいと思います。意見はそういうことですが、お時間を少し頂いて、今後これは私が当選するかしないかということになりますが、適当なことは言いませんので、もし再選されるようなことがあれば、この定数削減については、今日は議会改革についての討論がありますが、議会改革において、このような全員協議会、全員の議員のいるところでいろいろな話をして、議員提案、議員から議案を提出できるようなそういう議会を目指して、そういうことになれば議員を削減してもただただ賛成賛成で、議会定例会が進んでいくんでなくて、少なくなれば、やはり町長から出された議案に対しても反対、もう少し見直しをしてほしいという、そういう議員が、町民の方が望んでおられる議員ではないかと思うんです。ですから議会改革を踏まえてなんですが、議員より提案が今後起これば、大幅な議員報酬の見直しも必要ではないかと思います。今の現状においては報酬審議会に委ね、現状のままでいいと思いますが、議員提案から削減等があるなら、大幅な報酬増を私は理解を求めている。そういうふうに思っております。以上です。

座長 ありがとうございます。次、野崎隆子君。

野崎隆子議員 今まで皆さんいろいろ言われましたが、それこそいくらが適当なのかという根拠規定というのはないと思っています。だけど私どもが考えてるのは2つです。1つは期末手当の中の特別加算、45%を削減したらどうかというのが基本的な考え方です。それはどうしてかというと、期末手当という性格が職員の役職加算と管理職加算に当たるものだと考えると、非常勤だし、役職でもないし、管理職でもない地方議員に加算する妥当な理由がないのではないかと考えるからです。だからそれはもちろん町長や副町長などの常勤特別職も同じだと考えます。過去のことは余り詳しくわからないんです

が、野崎八十治が一般質問でこの特別加算については何回も質問していますので、詳しいことについてはそこに委ねるとしましても、職員給与が右肩上がりになってきた時には、それに見合った形で手当なり加算なりを議員の報酬にも付けてきたという過去があるというふうに聞いてます。例えば今度、これは2つ目の問題に入りますけど、職員の地域手当が10%あったのが、7%も引き下げられて3%になった。それによって40代、高校や大学生の子どもを抱えている職員の方たちは、年間で50万円も給料が減ったと。これは人生設計において大きな痛手を被る急激な給与の減額だと思います。職員の人達に対してですよ。そういう時に職員の給与が上がってきたと同様に議員の報酬も上がってきたのに、今回職員が痛みを感じてる時に議員や町長や副町長は知らん顔でいいのかというようなことを考えるんですね。無傷では不公平じゃないのか。このことに関して、ここでどうだこうだでなくて、こういう意味合いで特別加算を止めたかどうかということと、職員の地域手当が減ったことに関して、議員の報酬はどうなのかということを審議会に諮問されたことは今まで1度もないですね。審議会にこの問題を提案して審議をしていただくということを考えたいと思います。審議会に委ねる。そういう意味で削るというのが私の意見です。

座長 はい、7番、尾野康雄君。

尾野康雄議員 僕は今日定数が14人から12人になったことが、それが決まるんじゃないかなと今日きて思った。でも今の座長の話だと内容をもう1度確認するために聞いてみえるのかわからないけど。

座長 それはこの間確認していますので、議員定数ではなくて、今日は議員定数が12名になってその後、報酬に関しての討議ということですよ。

尾野康雄議員 定数は僕12人ということではっきり言いました。それはそれでいいです。それで余談になるかもしれないけど、昨日町内で県営名古屋空港の撤退問題の署名にずっと歩いて、町内に人に聴いてみたら、町内の人も定数はどうなってるかといわれる人も見えて、14人から12人になることにほぼ決定したと話をしたら、その時に空港問題が大変なのに12人にしてえのかという意見もありました。でも12人になったらなったで議員になる人が一生懸命やってくれますよと返事しておきました。それから報酬ですけど、僕は現状維持ということで、当然定数が削減すれば議員の仕事も増えると思いますので、以上です。

座長 つぎ、8番青山克己君。

青山克己議員 8番青山です。私は最初から現状維持もしくはアップということでご意見述べさせていただいております。言いたいことは今村議員や坪井議員などが言われていますので、そう付け加えて言うこともありませんが、や

はり我々議員として 365 日が議員だということは常々思っております。私も先程の委員会の後、家に帰りましたら、すぐ電話で相談を受けられた方のうちへ行って相談を受けて、内容は申しませんが、相談を 1 つ解決してきたということもございまして、役場へ来るだけが議員活動ではないということ。そういうこと皆さん認識していただきたいと思います。僕もこういう改革何かで一石二鳥で若返らせようと思っても出来ることではございませんので、やはり一步步段階を踏んで改革をしていかないといけないと思っております。僕らも議員になりましてから、豊山町は昔からもちろん政務調査費なかったわけです。費用弁償もなしにしましょうと話し合っただけで決めたし、福利厚生費も削りましたし、海外研修なんかは無駄じゃないか、今の時代に合わないということで改革してまいりまして、豊山町の議員としては報酬だけということで推移しております。

僕も昨日、私より 20 歳位若い人なんです、今度ぼくの代わりに出てもらいたいと思ってる人とお話をしたわけなんです。今、その方、高校生と大学生がおりまして、いくらいただけますか。ということなんです、大体手取りが 19 万円くらいです。と言いましたら、そうですか、それは到底無理です。お断りしますというような現状です。若い人が町政に関心がないのは、報酬の低さというのも一因があると僕は思っております。出来たらこれから一步步でもいいからそういう人達が参加できるように給与、報酬体制にしていきたい。最悪でも現状維持またはアップということで報酬審議会に答申をお願いしたいということです。以上です。

座長 ありがとうございます。次、10 番栗田昌子君。

栗田昌子議員 はい、栗田昌子です。皆さんの話を伺っておりますと私の考え方はちょっと外れておりますが、河村市長言うようなボランティアということで、私の本意は議員をボランティア化するというそういう考えなんです。若い方々に議員になっていただくためには、議会は夜の開催、土曜や日曜の開催というのを考えたいと思っています。ですから私、報酬は議員活動として 25 万円くらいで、大体そのくらいで活動出来るんじゃないかと考えたわけです。ただ、この計算はこの前 2 人減らすということに基づいております。それで 25 万円ではどうだろうということです。

それから特別加算の問題が出ておりますけれども、これ議会で何回か質問された方いらっしゃるんですが、こんな特別加算なんてことは絶対にやめたいと私は思っております。最初から廃止と思っておりますが、報酬審議会に諮っていただきたいと思っております。それから私の考えを他市の議員たちと話し合ったことがあるんですが、他の町の議員が言われるには、豊山町の議員報酬は低いほうだ。それ以上低くしたら有能な人材を確保できないよ

と言われてしまったんですね。それは今も出ておりますけれど、確かにそのことで頭を抱えてしまったということもありますし、また私、いろいろと勉強に他の市の方と出かける時に、政務調査費で皆さん行かれるんですね。私は報酬で頂いている中から行くわけですが、ある意味では本を買ったり結構高いんですよ。そういうことから見ると、政務調査費は必要かなと、会派がないので、そのことはどんなふうに考えたらいいかかわからないんですが、政務調査費は議員活動には必要かもしれませんね。そのことは私の頭の中に残っております。ただ私自身は25万円くらいで活動出来るんじゃないかと思っております。以上でございます。

座長 ありがとうございます。11 番熊沢直紀君。

熊沢直紀議員 11 番熊沢です。いろんな話が出ております。私も先回におきましては出来るならアップという話をさせていただいた記憶がある。一番最初に現状維持が7名とか言われたけど、現実にはアップの話はさせてもらいました。再度申しますと、現状の議員もそうだと思いますが、やはり定年退職者の方か自営業者の方が、議員をやっておられるのが大半なんです。何故かということを考えてもらわないといけない。先程青山議員も言われたように、私も振込してもらってるけど、19万何がしかですよ。それで若い優秀な人をととかきれいごとと言ったって誰も立候補しないし、受かるか受からんかもわからないし、ましてや議員の年金も今廃止の方向に進んでますし、まるっきり保障なしで誰が出てくると思われます。そんな現状で下げるということは私は反対なんですけど、我々は公務の立場ですから、民間企業なら自分の給料もそれぞれの立場で出来る立場の人も見えるけど、これはやってはいかんとということで報酬審議会というものが現状あるわけですから、気持ちは皆さんわかったって答申までするようなことじゃないと私は思うし、この件に関しては。報酬審議会の方々も先程から出てるように有識者の代表やら出ておられて、周りの市町村を参考にしながら今までずっとアップしてきたんだと思います。だから豊山だけ下げるわけにもいかんと思っております。だからいくらごちゃごちゃ言っても結局は報酬審議会に委ねるしかないと思っております。ただ意見を答申するようなことは止めたほうがいいと思います。

座長 ありがとうございます。次、柴田勝明君。

柴田勝明議員 はい、私の意見は現状維持ということで毎回話してきております。今いろいろな方々が、報酬審議会はどういうものかとあちらこちらの情報をもとにして、報酬審議会にかけられて我々の給料を加算しております。これを議員のほうから上げてくれなんて、これは議員提案するようなことじゃないでしょう。だから現状維持もしくは、この現状がいったい何処から加

算されてるか誰も知らんと思うんです。これでみんな満足かとか足りないのかとか、それぞれの主観性があります。申し上げますが私二足のわらじ履いております。今誰かが言ったように振り込まれたお金には、余り当てにしておりません。というのは、二足のわらじがあるんだからそちらの方で生活的なものをいただいています。だからその報酬審議会の方々を面子丸つぶれみたいなことをして、私たちがあげてくださいよといったら、議員というものは何なんだと。下げてくれという方々の意味も掴んでおりません。だから報酬審議会に委ねて、報酬審議会の方々は、いろんな分野から出てきておられる人なんだから、それなりの他市町村とのつりあい、全国的な比率、いろんな事を加味して報酬審議会の方たちが我々の報酬を決めていただいと私はそう思ってます。ですから、私は多いからと言って返すような人は、どこかの市長だけであって、その市長は、俺に言わせれば無茶なことだ。自分は、二足のわらじ履いてる人だから他から給料も入ってくるから、議員報酬三分の一でいいとか言えるんであって、無い人はこれからどうするの。今まさに伊勢山も世代交代で変わろうとしております。給料の安さ聞いたら、とてもやれない。高校生、大学生がいて、ましてや私立の大学に行った時には、その給料ではうちは悲鳴をあげて倒産せなならん。だから若い精鋭が出てくる可能性が薄くなってきたんですよ。僕も早くいい人にタッチしたいが、悲しいかな給料の話するとシュンとしてしまう。勝明はいいよな。二足のわらじのほうから入ってくるから。今日も例えば葬式なんかあった場合、議員としては町内の方だったら当然香典包んでいくのもこれは義務だと思います。誰しもその義務を怠って、19万何がしかいろいろなものを引かれていったら生活費はありません。その審議会の方々が決めた額で現状維持というのは今もスタンスは変わっておりませんので、報酬審議会の面々の方々に今後も委ねて、給料を決めてくれることには大いに賛成、だから現状維持でお願いします。以上です。

座長 ありがとうございます。次、谷崎正明君。

谷崎正明議員 いろいろなご意見ありがとうございます。私も皆様のご意見伺いながら基本的には報酬審議会を尊重して、現状報酬審議会が出された案に従っていきたいと思っています。いろいろなご意見の中にありましたが、豊山町は、財政的にも私が議員にならしていただいてからずっと不交付団体で、他の市町村は30%、ひどいところは40%という中でうちは最高150から160%ぐらい。今でも100%以上の不交付団体ということで維持しております。そういう意味からいうと財政的にも全国的に良いほうかなと思っています。議員報酬の対価はどこで決めるかというのは非常に難しいと思いますが、全国的には、矢祭町のようなところもございますし、夕張市のように非常に赤

字の多いところもございます。比較することはございせんが、いろいろな所を参考にしていきたいと思っております。特に近隣市町村から見たときに、私ども概算ですが、500万近くになっております。住民1000人に対して今議員が14人ですので1人です。名古屋市は比較しようとは思いませんが、春日井市30万都市について1万人に1人くらいの議員がおられる。そうすると、うちの報酬の10倍かといいますと、そうってはおりません。約一千万切れると思います。そういう意味からいうと対価の金額はどこを基準にしたらいいいのかということは、大変難しい問題だと思っております。ただ、若い人を入れていただく、議員になるとなかなか、さっきからいろいろ出ております。私もずいぶん前からそう思っております。市町村の約90%以上ですね。60歳以上の定年の方が多いいんじゃないかと思えます。名古屋市のように、6大都市のように30代、40代の人が出てないというのはこういう報酬のところからきておるのかなとも思えます。しかし、1,000人に一人の議員と春日井市のように1万人に一人の議員ではおのずと仕事の内容は変わってくるかと思えます。24時間議員だというものの春日井市の議員とは非常に時間に余裕があるのかな。当然理論的にもそうなるというふうにも思えます。そういう姿勢におきまして、町の大小に通じた形で報酬審議会の方が決めていただければいいのかなと私は思います。以上です。

座長 ありがとうございます。次、最後野崎八十治君。

野崎八十治議員 まず報酬についてですけれども、報酬が年間受け取る議員に支払われる金額がどうなるのかということになりますけど、その中身は月々の月額報酬と期末手当というふうになっています。支給の仕方としては。期末手当につきましては、非常に不明確な特別加算というのが、常勤の特別職には支給をされております。これは町長、副町長、議員ですね。これは特別加算そのものが本来受け取るべきかどうかという観点から言うと、不明朗であるということだけから言っても受け取るべきではないと。支給すべきものではないと思います。管理職でありますとか役職でありますとかに支払われている最高率の20%と25%がプラスされて45%だよと、言ってるわけですけど、これはもともと首長である町長や副町長は役職でもなければ管理職でもない。管理職や役職者を指名する立場にある人達ですから、これは受けるべきではない。これは裁判所がそういう判断をしている判例があります。にも係わらず、こういう特別加算をしていることに私は問題があると思えます。ただ、職員の地域手当7%引き下げたのに、町長や議員の特別職の報酬を何故引き下げないのかという問題とも関連するわけなんですけど。当局は議会の動きの中に引き下げてもいいよ、引き下げたほうがいいんじゃないかという意向があれば、打診をして報酬審議会に諮るという考え方が一つあり

ます。当局の方にはですよ。一つには議会に遠慮があるんです。

もう一つは、先程も意見ありましたように、職員の人達の給料の引き上げが何パーセント上がってきたんだということで毎年ではなかったんですが、2、3年ごとに報酬審議会にそのアップ率や引き下げ率を、報酬審議会に諮って報酬を決めてきたんです。上げるときは3年か4年毎にそうやってきたんですが、ところが下げるときは、議会に遠慮がありますので、我々の意向が、当局の報酬審議会に諮る大きな決断を左右すると言ってもいいと思います。と同時に、私も報酬審議会に諮って最終的にはその決断を尊重すべきだと前回も言いましたし、アンケートにも書きましたけど、報酬審議会には今までもそうでしたけど当局が提案をして、初めて報酬審議会は提案された諮問の内容に基づいて審査をして、それから答申するんですよ。何にも諮問されてないのに答申はしないというのが今までの流れです。議員報酬を職員の報酬が例えば5%下がったから下げましょうとかいうデータを示して諮問をする。あるいは5%上がってきたと行って上がってきたデータを示して諮問をするんです。ところがこの間特別加算の問題も職員の7%の地域手当が引き下げられたことについても、当局が引き上げられたとか引き下げられたからと、職員や議員の報酬を引き下げるべきだよと諮問はしてませんので、報酬審議会はそれについては審議もしてないんです。私がこの間いろんなニュースや新聞折込等でお知らせしましたので、こういうのを見たけれどもとって報酬審議会で質問された会議録はありますよ。当局に認識がありませんので、諮問してないというのが問題なんです。従って当局の認識を改めさせることがまず一つです。当局の認識が改められなければ、議会として私は提案すべきだと思います。当局が、諮問しなければですよ。そういう立場で議員報酬や期末手当の特別加算について議会は望むべきだと思っております。従って45%はこれは即止めるべきです。7%の地域手当引き下げは、即職員の給与7%引き下げに直結しているものですので、従来の経緯や流れから言えば7%引き下げる諮問を報酬審議会に出されるのが慣例なんです。それがやられてないというのはいささか当局に瑕疵があるのではないかと。これちなみに計算してみたんですけど、45%の加算を止めますと大体650万です。期末手当これは町長や副町長も入ってますよ。期末手当が大体780万くらいで、両方で計算してみると1,430万くらいです。今度、議員定数を2人減にするという話ですので、これが大体年間900万位ですね。そうしますと大体2,300万くらいです。金額でいうとですよ。それを即すべて私が言うように仮に見直しをしたとすれば金額ではそうなります。お金のことだけ、総額いくらになることだけが問題ではないと私はそういう認識はしております。例えば定数の問題について私はいろいろ主張をしてきました。これは議会制民主主義

の根幹に関わることでですからいろいろ申し上げたんですけれども。しかし、住民の皆さんの関心が、そういうことも今度のいろいろな陳情の中で議員や議会がどうあるべきかということを再認識していただいたと同時に、議会がどういう役割を果たしてきたのかと、言うことについてわからないと見えな、見えにくいという部分があったと思います。それが定数ですとか議員報酬がどうあるべきかという、全体の町の財政が年々厳しくなっている中で、そういう中からすれば定数も報酬も含めて見直しをされるべきではないかというのが本旨だったと思いますので、豊山町の現状と日本の全体の流れと、愛知県の近隣の市町の流れからしていけば、そんなに住民の皆さんが思われるような現状にマッチした形で、大体流れはそうなってるんですよ。この西春日井郡は豊山町だけになりますね。丹羽郡とかあちらの方は現状のままで流れておりますが、知多郡や愛知郡の方は町のレベルでは報酬は 25, 6 万ですね。そういうふうになってきています。そういうことからいうと、今の流れではそうかな。仮に皆さん言ってみえますように、議員の報酬では食っていけない。家族養っていけない。養っていくための議員報酬にしようと思ったら、今北名古屋 41 万ですけれども、41 万でも大変なんです。家族養える報酬にしようと思ったら、そういうふうにと考えると豊山町で 41 万とか 50 万に出来るかといったら、これも出来る話ではない。そうすると現状の報酬の範囲でどうやって議員活動と自分たちの家族の暮らしをやっていくか。という両面をどう睨んで、例えば選挙があれば議会に立候補するか。決断するかという選択をせざるを得ないんじゃないか。私も長いこと議員をやらせていただいておりますので、そういう苦労はいっぱいしてきましたけど、そういうことも含めた決断をして議員活動をしていく。あるいは立候補をしていくということにならざるを得ないというふうに思ってます。

座長 わかりました。それぞれ報告をいただきました。今の各議員からの発言を踏まえて今後どのような方向で集約していったらいいか、議員から意見を求めたいと思います。各自意見をお願いします。柴田勝明君。

柴田勝明議員 だから私が先程から言ってるのに報酬審議会にお任せすると、これが結論だと思います。そのほかの意見があったらまとめてください。

座長 他にありますか。野崎隆子君。

野崎隆子議員 先程出てるように諮問内容を決めて提案していかないと諮問の中身としてはならないので、諮問内容の点検とかこういうことを諮問してほしいとか決めていかないといけないんじゃないですか。

座長 栗田昌子君。

栗田昌子議員 ただ報酬審議会にお任せすればいいというものじゃなく、議会としてはどういうふうを考えているかということは私たち議論をしなければ

ならないと思います。例えば先程の特別加算についてなど、大きな問題だとも思いますので話し合いをしたいと思います。

座長 野崎八十治議員。

野崎八十治議員 私はここで議会として諮問内容を多数決で決めるということではなくて、それだったら議会の多数の人の意見だけしか諮問内容にならないわけで、両論併記じゃないですけど、いくつか意見がありますので、いくつかの意見を併記して諮問してほしいという要請を強く町長に求める。我々が諮問する権限ありませんのでそうやって町長に求めるという方式を取っていただかないと報酬審議会が判断する材料がない。そのように僕は要請したいと思います。

座長 柴田勝明君。

柴田勝明議員 野崎議員の言ったように、そういうことだと思います。議員の方からやったらお手盛りだと、何についてもお手盛りだという風に解釈がなされるんじゃないかと。だから今野崎議員が言ったようにそういうものをいくつか上げてその中から選ぶということが、私が初めに報酬審議会に任せると言ったのはそういう意味も含めて議員の方からお手盛りの無いように。

野崎八十治議員 柴田議員の発言中で申し訳ないけど、お手盛り批判は、こういう大事な場だから言うんですけど、議会自ら引き上げる提案を議会自らするときにお手盛りなんです。そうでしょう。引き下げるときは当局が遠慮するんです。住民のいろいろな意見あるけれど、引き下げるときは、当局が遠慮して諮問しない。従って、今度の陳情もそういうことも絡みながら出てきてる話ですから、議会としては引き下げてもいいよという意見がこんなにあるよということを申し上げて、現状維持やもしくは上げるべきじゃないかという意見もあるが、こういう意見と、こういう意見と、こういう意見があると現在の状況をいろいろ踏まえて報酬審議会でも検討してほしいというふうにしてほしいんですけど。

座長 谷崎正明君。

谷崎正明議員 いろいろ意見も出ております。報酬審議会に委ねることも当然ですけど、決めるのは町長でもございますし、議員提案がいろいろ無いということで、定数の場合議員提案したわけでもございますけれども、報酬だって議員で提案して議員で出すということは、当然認めておられるわけですから、今後これは報酬についてはこの場で結論が出る問題ではないと思いますので、再度時間を取っていただいて検討の時間にさせていただくというのがよろしいのではないかと私は思います。

座長 青山克己君。

青山克己議員 今、副議長のほうから言われましたけど、大分ここで皆さん言

うこと言われましたので、再度やってもあんまり変わらんとします。先ほど野崎議員が言われた、こういう意見、こういう意見があったということをしていろいろとアップ、現状維持、ダウンと意見があったということで、町長の方へ申し出て検討した上で審議会の方で精査をしていただきたいという方法がいいと思います。このように提案いたします。

座長 坪井武成君。

坪井武成議員 私がお手盛りという言葉を使った面がありますから、私のお手盛りを弁解するわけじゃないんですけど、上げればもちろんのこと、下げても何だその程度かというお手盛り、必ずそうなるんです。という意味で私申し上げました。それはそれとして、やはりこれは周辺の状況とか隣接市町の問題、いろいろあります。従ってその辺の状況十分加味しなきゃならない面もありますので、これは当局ばかりにぶつけてもいけません。先程から出ておりますように私たちはこういう議論があったよということを我々ここで結論を出さなくとも、町長の方に議長から説明をしてもらって、議員の意向はこうだと言ってもらったらどうでしょう。私も賛成です。特別加算の問題も今記憶にないんですが、確か報酬審議会の時にそれらしきことを言われた面がありますね。なんかあったような気がします。それはそれとしまして、今日の空気を町の方へ伝えてもらったらどうでしょう。

座長 もういいですか。本当にいろんな方面から多くの意見が出てきました。集約するためには最後まとめられた部分もありますけど、このまとめを次の機会に確認して議会改革の方にしたいと思いますけどどうですか。

（「異議なし。」の声）

熊沢直紀議員 集約せんでもいい。やったってこれホームページ載るんですよ。それ見ればわかるじゃない。

野崎八十治議員 決まらんというのは、いいですか。集約してみんなの意見が統一できればいいですよ。統一出来るんなら引き下げなら引き下げで議会提案でやればやれる話ですから、統一できないからでしょう。統一できれば議員提案でやればいい。僕は提案してもいいけど否決されれば元もこもない話なんで。

（「座長、それまとめておいて下さい。」の声）

野崎隆子議員 いいですか、座長。報酬審議会に諮問するという事だけは、中身はいろいろあるけど、皆さん一致できれば。

(「当局に言うんですよ」の声)

もちろん当局に言うんですけど、諮問するように。中身についてはいろいろあるけど、それはまとめていただくけど、その一番の基本のところだけでも、諮問するかしないかまでいい加減なままで当局に言って、意見をまとめてもしようがないので、方向性だけでも決めてもらいたい。

座長 ここで 10 分程休憩を取ります。30 分まで休憩。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開

座長 休憩を閉じて再会したいと思います。今日のまとめは本日の議事録で町長に報告し、次回の報酬審議会に今日の議事録を参考資料に審議会をしてほしいという要望をしておきます。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、次の議題 (2) 第 5 回の検討会議についてに入ります。日程ですが、6 月議会の関係もありますので、私の意見としては 6 月 30 日に水曜日の 2 時からに致したいと思いますですがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは確認します。第 5 回議員定数等検討会議の日程は 6 月 30 日の水曜日午後 2 時からと致します。議題は今日議員報酬のこと終わりました。これからは議会改革についても、これ沢山意見があると思いますので、その議会改革について行いますのでよろしくお願いいたします。3 その他について議員の方から何かありますか。事務局の方で。

大森事務局長 別紙の方に会議資料を提出させていただいております。前回の議員定数等検討会議で確認されました議員定数の見直しに伴う条例の一部改正についての概要です。2 つの条例の改正になりますのでよろしくお願いいたします。まず 1 つ目は豊山町議会の議員定数を定める条例の一部改正について、議員定数条例につきましては、第 1 号中の議員定数を 14 名から 12 名に改めるものとするということです。附則として、この条例は平成 22 年 7 月 1 日から施行し、この条例の施行日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用するということになります。提出理由としましては、この案を提出する

のは、本町の行政改革の現状と住民の声に対応するため改正する必要があるからであるということで提出させていただきます。

合わせましてもう 1 点は、豊山町議会委員会に関する条例の一部改正についてということで、こちらにつきましては第 2 条の表中、ここは二常任委員会、総務文教委員会と福祉建設委員会の項目がありますが、現状 7 名の定数のところ 6 名に改めるということでございます。それからもう一か所、第 4 条第 2 項関係で資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を現行 8 名になっておりますが、これを 6 名に改めるということです。12 名の半数に改めることとなります。附則として、この条例は、平成 22 年 7 月 1 日から施行し、この条例の施行日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。提出理由としまして、この案を提出するのは、議員の定数を定める条例の一部改正に伴い改正する必要があるからである。ということでこの 2 つの条例改正を出しております。本日の議会運営委員会で内容は確認しておりますので提出は議会運営委員会の委員の皆さんの共同提出ということで、代表して、委員長の方から提案説明を最終日に追加提案という形でさせていただきますのでご確認の方よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

座長 ありがとうございます。これで第 4 回の議員定数等検討会議を閉じます。長時間お疲れ様でした。

午後 3 時 35 分閉会